

国立大学法人茨城大学教職員の業務上における私有車の使用に係る取扱規程

（平成17年 3月31日）
規程第 46 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第 8号）第90条の 2 の規定に基づき国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員が当該教職員の所有する四輪自動車（以下「私有車」という。）の業務上使用に関し必要な事項を定める。

（登録）

第2条 教職員は、私有車を業務上において使用することを希望する場合は、次の各号に掲げる書類の写しとともに私有車業務上使用登録申請書（様式 1）を提出し、私有車業務上使用登録証（様式 2）の交付を受けなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 車検証
- (3) 自動車損害賠償責任保険証書
- (4) 自動車任意保険証書

2 大学は、前項に規定する申請に係る私有車について、次の基準を満たす自動車任意保険に加入している場合に限り登録を認める。

- (1) 対人賠償保険 1名につき無制限
- (2) 対物賠償保険 1事故につき無制限
- (3) 搭乗者障害保険 1名につき1000万円以上

3 登録を受けた教職員は、第 1項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合、速やかにその書類の写しを大学へ提出しなければならない。

（使用許可申請）

第3条 前条の規定に基づき登録を受けた者（以下「登録者」という。）が私有車を業務上使用する場合は、事前に私有車業務上使用許可申請書（様式 3）を大学に提出し、許可を受けなければならない。

2 登録者が大学の業務のため定期的に私有車を業務上使用する場合で大学が必要と認めるときは、当該業務の完了まで一括して事前に許可を受けることができる。

（使用許可）

第4条 大学は、水戸キャンパス、日立キャンパス、阿見キャンパス、広域水圏環境科学教育研究センター及び附属学校園等の間を移動する場合で業務車の利用が困難なときは、登録者に対し私有車の業務上における使用を許可する。

2 大学は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合で特に必要と認めるときは、登録者に対し私有車の業務上における使用を許可する。

- (1) 業務車の利用が困難であること。
- (2) 公共交通機関を利用することが著しく不便であること。
- (3) 私有車を使用することにより、移動にかかる時間を大幅に短縮できること。

（運転者の義務等）

第5条 前条に規定する許可を受けた者（以下「運転者」という。）は、第 2条で登録を受けた車以外での業務使用を禁止する。

2 運転者は、第 2条で登録を受けた車を業務使用中に他人に運転させてはならない。

3 運転者は、次の各号に掲げる義務を守らなければならない。

- (1) 交通法規を遵守し、安全運転をすること。
- (2) 車両の点検、整備、車検等を確実に実施すること。

- (3) 運転中の事故等について、遅滞なく大学へ報告し、指示を受けること。
- (4) 業務上使用許可を受けた私有車の運転者が交通法規等に違反し、罰金、科料または反則金を課せられた場合は、運転者個人が負担すること。

4 運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、私有車を運転してはならない。

- (1) 過労、疾病等のため心身が疲労している場合
- (2) 道路交通法等の関係法令が禁止している事項に該当する場合
- (3) 台風、洪水、地震その他学長が適当でないと認める場合

(運転記録の報告)

第6条 運転者は、業務終了後私有車の業務上使用記録書（様式 4）を作成し、速やかに大学へ提出しなければならない。

(損害賠償の取扱い)

第7条 私有車の業務上使用中の事故に対する損害賠償については、私有車の加入する自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険による保険金から支払うものとし、当該損害賠償の額がこれらの保険金により全額てん補できない場合は、その超える額については、原則として大学が負担するものとする。ただし、大学は、事故の原因が運転者の故意または重大な過失であると認められる場合、その超える額の一部または全部を運転者に負担させることができる。

2 第5条第1項、第2項及び第3項第1号、第2号並びに第4項の規定に違反して私有車の私的使用中の事故に対する損害賠償については、私有車の加入する自動車損害賠償保険及び任意保険による保険金から支払うものとし、当該損害賠償の額がこれらの保険金により全額てん補できない場合は、その超える額については、運転者が負担するものとする。この場合において、事故の被害者から大学に対し損害賠償請求がなされ、大学が賠償金を支払ったときは、その全額を運転者に求償するものとする。ただし業務上使用許可された事以外に、私有車を使用した場合も運転者に求償するものとする。

3 前2項の場合において、私有車の損害については、運転者が負担するものとする。

(業務の取扱い)

第8条 私有車を業務上使用した場合の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内に限った使用で宿泊を伴わない場合 附加業務
- (2) 県内に限った使用で宿泊を伴う場合又は県外にわたる使用の場合 出張

(私有車の業務使用燃料費等)

第9条 私有車を業務上使用した場合の燃料費等の支給については、国立大学法人茨城大学教職員旅費規程（平成16年規程第25号）に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

2 この規程の施行日において、第2条第2項第2号に規定する補償額に満たない任意保険に加入している教職員は、当該任意保険の次回更新日の前までの期間に限り、同条に規定する登録を受けることができる。

私有車業務上使用登録証

所属
氏名 殿

登録日
登録証番号

国立大学法人
茨城大学長

印

下記車両による業務上使用を登録します。
常に交通法規を遵守し、安全運転を心がけてください。

車両登録番号	
車 両 名	
有 効 期 間	
駐 車 場 所	

様式 3

私有車業務上使用許可申請書

学 長 殿				使用部局課等の長		印
運転予定年月	平成 年 月 日 曜日		使用部局課等			
用 務 先		用 務 内 容		自動車使用予定時間		
				時 分 ~ 時 分		
				申請運転者名		
				印		
				交代運転者名		
係 長	備考	◎有料道路[高速道路]の使用(有・無)		印		
		◎同乗者名		印		

				印		

様式 4

私有車業務上使用記録書			記入者	印
発車時刻	時	分	備 考	
帰車時刻	時	分		
走行距離	K m			
備 考	◎有料道路[高速道路]の使用(有・無)			
	◎同乗者名			
	係 長			

※ 有料道路（高速道路）通行料の支給手続については、通行料高速道路国立大学法人茨城大学立替払い事務取扱要項による。